平成２２年（フ）第４１５号
岡山県倉敷市玉島上成717番地
債務者　佐藤　照子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１７号
北海道紋別市南が丘町２丁目６番16号
債務者　遠藤　貴子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２２年（フ）第１８号
北海道紋別市大山町７番地の42
債務者　日隅　　孝
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２２年（フ）第１０２号
青森県十和田市大字三本木字稲吉121番地425八甲ハイツ２号
債務者　元沢　より
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第３６６号
茨城県稲敷郡阿見町中央２丁目12番10号
債務者　諸岡けい子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３８０号
茨城県石岡市旭台１丁目10番３号、前住所茨城県小美玉市栗又四ケ2430番地165
債務者　星野　貞夫
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第８５号
福岡県大牟田市千代町２番地18
債務者　久富　晃美
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第８６号
福岡県大牟田市千代町２番地18
債務者　久富　純治
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第９７号
福岡県大牟田市大字田隈175番地５
債務者　香田　信一
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第９９号
福岡県大牟田市中島町１番地15　一楽アパート６号、住民票上の住所福岡県みやま市瀬高町太神1098番地３
債務者　中島　沙織
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１０４号
福岡県大牟田市柿園町１丁目１番地３　柿園ハイツ6028号
債務者　安武　雅子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第３３１号
沖縄県那覇市首里石嶺町４―90―１、住民票上の住所沖縄県那覇市上之屋１丁目３番25―806号　コンフォート新都心
債務者　伊佐ますみ
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４５３号
沖縄県那覇市小禄２丁目10番地16　泉原荘119
債務者　平良　牧子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４６４号
沖縄県浦添市安波茶１丁目44番１号
債務者　平良せい子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３７３号
茨城県土浦市板谷７丁目605番地　東山アパート843号
債務者　谷口　清美（旧姓稲葉）
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月３日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３８２号
茨城県土浦市大岩田2480番地４
債務者　大山　弘子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月３日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４０９号
福岡県久留米市国分町784番地８　ロイヤルマンション国分203号
債務者　石崎美保子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２５６３号
札幌市西区二十四軒３条４丁目５番26号　ララコム24Ａ―202号
債務者　佐藤　洋平
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部